

市民の皆様へ

小山広域保健衛生組合の訴訟問題について

この度の小山広域保健衛生組合の(株)南衛生工業(宮城県)におけるコンポスト(焼却灰を使用し作った肥料)搬出に関する訴訟問題、及び下野市を含む構成2市2町の負担金の支払いについて、新聞等で報道されご心配をおかけしていますことに、深くお詫び申し上げます。

この件に関して、これまでの経過概要と、これからの対応について、ご説明いたします。

訴訟の内容について

小山広域保健衛生組合(以下「組合」)は、小山市・下野市・野木町・上三川町の家庭等から排出されるごみや、し尿等を共同処理する広域事務組合です。

組合はごみ処理施設等から搬出される焼却灰を、平成4年から(株)南衛生工業に委託してコンポスト(焼却灰を使用し作った肥料)化を行っていましたが、同コンポストから基準値を超える重金属が検出されたため、平成15年8月に搬出を停止いたしました。

その後同社に、宮城県から産業廃棄物として適切に保管するよう改善命

令が出され、同社は組合に対してコンポストの搬出を求めましたが組合に引き取り義務がないとして調停が不調となり、同社は組合に対してコンポストの搬出と損害賠償金の支払いの訴訟を起しました。

組合としては、①処理委託の契約書にはコンポストの引き取り義務を定めていないこと、②基準値内の焼却灰を搬出していたこと、③コンポストに中間処理が済んでいない部分もあることなどを主張いたしました。2審となる仙台高等裁判所は平成23年7月29日に、組合に対しコンポストの搬出と損害金の支払いを命じる判決を下しました(最高裁判所への上告棄却により確定)。

同社はその判決に基づき、仙台地方裁判所に、コンポスト搬出命令及び組合への費用の支払命令を申し立て、同裁判所は平成25年3月29日に、同社にコンポストの処理処分を含む搬出ができるという決定を下し、組合に対して、その費用として47億円の支払を命じました。

今後の対応について

既に、組合では決定を不服とし執行抗告(裁判所の執行処分に対する不服申立)の手続きを行っております。

しかし決定により、組合には搬出費用47億円の支払い義務が生じており、差し押さえ等により、組合ごみ処理施設の機能が停止し、市民生活に重大な支障を来すことを避けるために、構成市町も分担して負担金の支払いを行う必要が生じました。

下野市の負担金支払い額は、組合の決定した分担率により、47億円のうち6億8,220万円で、組合の基金を差し引き3億8,740万円を負担する補正予算が、平成25年4月8日に下

野市臨時議会において議決されました。

財政状況の厳しい中で、このような金額を支払わなければならないことは、誠に遺憾であり、二度とこのようなことがあってはならないと考えております。

今後もコンポストの処理処分を適正に行うために、最大限の力を注いで参りますとともに、廃棄物の適正な処理処分を進めて参ります。

問い合わせ先

小山広域保健衛生組合 総務課
 ☎(22)2809
 下野市環境課
 ☎(40)5559

【これまでの経緯】

H3.11.27	(株)南衛生工業と廃棄物処理委託契約を締結
H4.4	廃棄物搬出開始
H15.8.15	コンポストから基準値超の重金属検出
H15.8.21	廃棄物搬出を停止
H17.6.27	(株)南衛生工業が組合を仙台地裁に提訴
H21.2.24	仙台地裁判決(組合は搬出せよ。損害賠償5億1635万7801円)
H23.7.29	仙台高裁判決(組合は搬出せよ。損害賠償2億723万9876円)
H23.8.9	(株)南衛生工業が仙台地裁にコンポスト搬出命令申立
H23.8.10	組合が最高裁に上告
H23.8.18	(株)南衛生工業が仙台地裁に代替執行費用支払命令申立
H23.9.27~ H24.3.2	仙台地裁において第1回~第6回審尋(搬出とは運び出すだけの心証)
H24.3.2	最高裁への上告棄却
H24.5.28~ H25.3.8	仙台地裁において第7回~第14回審尋(搬出には処理処分も含まれるの心証)
H25.3.29	仙台地裁決定(H25.4.1組合に正本到達)